

大阪スマートシティ戦略策定に向けた有識者懇話会設置要綱

(目的)

第一条 大阪府（以下「府」という。）は、大阪スマートシティ戦略 Ver. 1.0 が 2025 年の目標年次に達したことから、新たな大阪スマートシティ戦略（以下「新戦略」という。）を策定するにあたり、AI をはじめとするデジタル技術の飛躍的進化や、人口減少や超高齢化をはじめとする多様化・加速化する社会課題などについて専門的見地からの意見を幅広く聴取する「大阪スマートシティ戦略策定に向けた有識者懇話会」（以下「懇話会」という。）を、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領(平成 24 年 10 月 23 日付け人事第 2152 号)」に基づき、設置する。

(検討事項)

第二条 懇話会では、次の事項について意見交換する。

- 1 新戦略の内容を検討するにあたっての視点や考え方に関すること
- 2 新戦略の内容に関すること
- 3 その他、新戦略策定に関して必要な事項

(組織)

第三条 懇話会は、別表に掲げる AI をはじめとするデジタル技術等に関して優れた識見を有する者で構成する。

(運営方法)

第四条 懇話会の会議は府が招集し開催する。

- 二 懇話会の円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。
- 三 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。
- 四 府が必要と認めるときは、会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 五 会議は、原則として公開する。

(報償費)

第五条 構成員の報償費の額は、会議の出席につき日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第六条 構成員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の規定による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

(守秘義務)

第七条 構成員は、会議等の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、公表した情報については、この限りではない。

(開催期間)

第八条 懇話会は、第一条の目的を達成するまでの間、開催する。

(事務局)

第九条 懇話会の事務局を大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課に置く。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行する。

別表

大阪スマートシティ戦略策定に向けた有識者懇話会
構 成 員 名 簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名
下 條 真 司	学校法人青森山田学園青森大学 教授 国立大学法人大阪大学 名誉教授
前 田 み ゆ き	デジタル庁 地方業務システム基盤チーム プロジェクトマネージャー
森 一 弥	アステリア株式会社 ノーコード変革推進室 副室長 一般社団法人生成A I 協会 エバンジェリスト